

老齡加算廃止

取り消し請求を棄却

新潟地裁「特別な需要」認めず

国の生活保護制度見直しで「老齡加算」を廃止したのは違憲、違法として、本県の男女3人が、支給していた新潟・新発田両市に対し、廃止の取り消しなどを求めた訴訟の判決が14日、新潟地裁であった。三浦隆志裁判長は廃止は合

法とし、原告の請求を棄却した。原告側は控訴する方針。三浦裁判長は判決で、老齡加算の廃止は、客観的な統計などを検討した専門委員会の意見に沿ったものだと指摘。「判断過程には過誤や欠落はない」と認められる特別な消費需

「体続く限り闘っていく」

原告の3人

生活保護の老齡加算をめぐる訴訟で、新潟地裁に請求を棄却された原告3人は「体の続く限り闘っていく」と力を込めたが、主張が全面的に退けられ、悔しさをあらわにした。

判決言い渡し後、地

老齡加算をめぐる訴訟で請求を棄却され、悔しさをあらわにする原告側11月14日、新潟市中央区

要に当たるとはいえない」と退けた。原告の3人は、現在胎内市在住で新発田市から生活保護を受ける長谷川シズエさん(88)と、新潟市の阿部長治さん(87)、山田ハルさん(93)。判決によると、3人は2006年3月に新潟、新発田両市が老齡加算を廃止した生活保護変更決定の取り消しと、削減された月額3080～6840円の支払いを求めている。新潟、新発田両市は「これまで主張が受け入れ

裁前で弁護団の1人が「不当判決」の垂れ幕を掲げた。支援者からはため息とともに「がつかりだ」と落胆の声が漏れた。その後、新潟市中央区で記者会見した原告の長谷川シズエさん(88)は「提訴から6年間、必死に頑張ってきたのに残念で悔しい」と涙を浮かべた。「勝訴するまで頑張っていきたい。このままでは諦めきれず、死にきれない」と最後まで硬い表情のままだった。

られたと認識している」とコメント。原告側弁護団の大沢理尋弁護士は「被告の主張をまとめたような判決。速やかに控訴したい」と語った。



原告請求を棄却

老齡加算「廃止判断に過誤なし」 地裁判決

生活保護の老齡加算廃止は、憲法で保障された生存権を侵害するなどととして、新潟市と新潟市に住む生活保護受給者3人が両市を相手取り、処分取り消しと廃止に伴う削減分の支払いを求めた訴訟の判決が14日、新潟地裁であった。三浦隆志裁判長は「老齡加算廃止に至る判断過程に過誤、欠落はない」などとして原告の請求をすべて棄却した。原告側は控訴する方針。

生活保護の老齡加算は、基準改定で04年度

しなどを求めている。判決で三浦裁判長は、原告の訴える生活苦について「老齡加算廃止前から存在し、各種扶助の申請で解決されるべき」などとした。判決後、原告側の弁護団の大沢理尋弁護士

は「寒冷地で灯油代がかかるなど新潟特有の事情を考慮していない不当な判決だ。速やかに控訴する」と話した。原告の長谷川シズエさん(88)は「このままでは諦めきれず死にきれません」と言葉を絞り出した。【塚本恒一】

毎 日 新 聞

老齡加算金訴訟 原告側は控訴する方針

老齡加算金訴訟 原告の請求棄却

70歳以上の生活保護受給者に支給される「老齡加算金」の削減や廃止は憲法違反だとして、新潟市や新潟市の男女3人が、同市などを相手取り、老齡加算金の減額処分の取り消しなどを求めた訴訟の判決が14日、新潟地裁であった。三浦隆志裁判長は原告の請求を棄却するなどした。原告は控訴する方針。

原告側は、老齡加算の段階的な廃止は高齢の生活保護世帯の生活実態を無視し

ており、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するなど主張。昨年の老齡加算減額処分の取り消しなどを求めている。

判決では、厚生労働大臣の老齡加算廃止にいたる判断過程には、裁量権の逸脱や乱用は認められず、「生活の苦しさは老齡加算の減額・廃止と直接の関係を見いだしたい」とし、原告の訴えを退けた。

原告の長谷川シズエさん(88)は「6年間頑張ってきたのに悔しい。最後まで闘いたい」と話した。

老齡加算廃止で地裁 処分取り消し 請求を退ける

生活保護を受ける70歳以上の高齢者に乗せ支給される「老齡加算」を廃止したのは、憲法の定める生存権の保障に反するとして、80～90代の男女3人が、新潟市と新潟市に処分の取り消しを求めた訴訟の判決が14日、新潟地裁であり、三浦隆志裁判長は原告の請求を退けた。原告側は控訴する方針。